

やわたの上下水道

第14号
令和7年1月



石川県の能登町にて 応急給水活動に従事しました



応急給水(宇出津港 いやさか広場)



注水拠点(内浦浄水場)

令和6年1月1日(月)に発生した能登半島地震により、現地の水道施設も被害を受け、多くの世帯が断水しました。

八幡市においても、日本水道協会から応急給水活動の応援要請を受け、2月14日(水)より第1次、3月12日(火)より第2次の計8日間に、計4名の上下水道部職員と加圧式3.6トンの給水車を石川県の能登町へ派遣しました。

支援先では、役場等の給水拠点や、住宅街に設置された仮設給水槽を給水車で回り、応急給水活動に従事しました。



出発式



仮設給水槽への応急給水

ご家庭でできる 災害時の備え

「1人1日3ℓを3日分」を
目安に備蓄しましょう。



飲料水

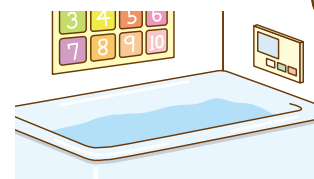
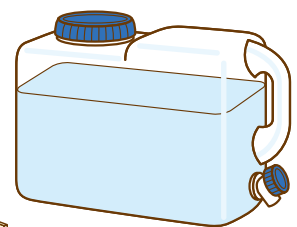
人間が生命を維持するために必要な水の量は、成人で1日3ℓとされています。災害に備えて約3日分程度の飲料水の備蓄をお願いします。

水を入れる容器

緊急時に給水車から水を運ぶための容器の準備をお願いします。おとな10ℓ、こども5ℓ程度の大きさで持ち手があると便利です。

水のため置き

お風呂の残り湯はトイレや洗濯等の生活用水として活用できます。



(上水道課
☎983-5328)

水道施設の耐震化について



令和5年度末時点での水道施設における耐震化の状況は、水道管で約29%（※耐震適合率）となり、前年度より約1%上昇しました。また、配水池の耐震化率は、令和6年5月末に西山第2配水池の耐震化工事が完了したことにより、100%となりました。

八幡市では、水道水をみなさまへお届けするために、これまでに多くの水道管を整備し、その布設延長は約286kmに達しています。これら水道管の法定耐用年数（水道管の更新の目安となる年数）は40年となっており、現在約32%の水道管が更新時期を迎えています。

管路の更新及び耐震化には多大な費用と時間が必要ですが、今後も継続して安全な水をお届けするために、計画的に工事を行ってまいりますのでご協力をお願いいたします。

※耐震適合率とは、総延長のうち、耐震適合性のある管路延長の割合です。「耐震適合性のある管路」とは、「耐震管」に「耐震管以外でも管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管」を加えた管のことをいいます。

（上水道課 ☎983-5360）

八幡市ホームページリンク先

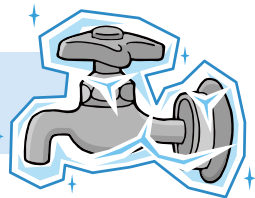


水道事業における耐震化の状況について

水道管の凍結にご注意ください

気温がマイナス4度以下の厳しい寒さになると、防寒の不完全な水道管内では、水が凍り破裂する可能性があります。凍結は屋外に配管された次のようなところで多く発生します。

- ★管が露出しているところ
- ★風あたりが強いところ

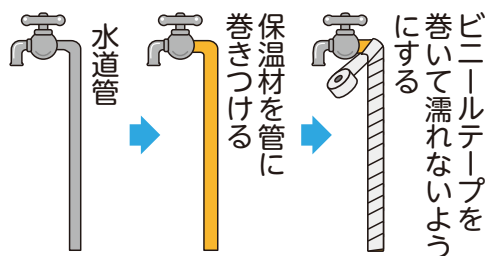


●防寒対策としては

保温材を管に巻きつけ保温材自体が水に濡れないように上からビニールテープ等でしっかり巻いてください。

●水道管が破裂したら

メーターボックス内にある元栓（止水栓）を閉めてください。その後、八幡市指定給水装置工事事業者へ修理をご依頼ください（工事事業者は、八幡市役所のホームページを参照いただくか、電話等で市までお問い合わせください）。凍結による漏水が空き家等で発生すると水道料金が高額となることもあるため、特に注意してください。（上水道課 ☎983-5328）



八幡市ホームページリンク先



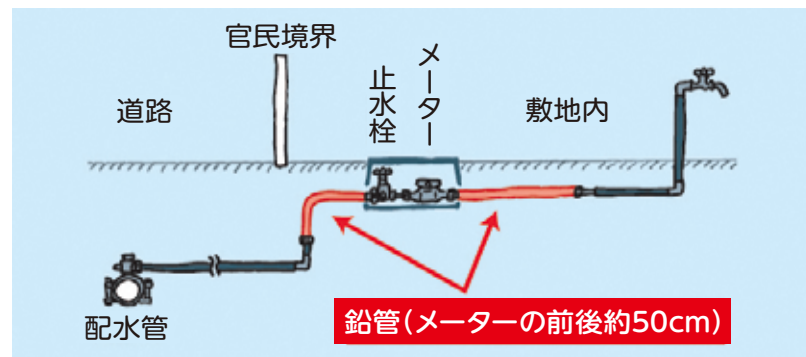
八幡市指定給水装置工事事業者一覧

鉛製給水管について

八幡市では、基本的に鉛製給水管の取替えは完了していますが、諸事情により残っている箇所があります。

鉛製給水管が残っている箇所につきましては、漏水等が発生した場合に引き続き個別に取替をさせていただきますので、市へご連絡ください。なお、取替費用は市が負担しますが、障害物の撤去やタイル等で装飾されている場合の復旧は個人負担となります。

また、鉛製給水管は、旅行等で水を長時間使用されない場合でも、水質基準上問題ありませんが、わずかに鉛が溶け出すこともありますので、使い始めにバケツ一杯分くらいの水を洗濯や掃除等の飲み水以外にお使いください。水洗トイレを使用していただくことでも十分有効です。（上水道課 ☎983-5328）



受水槽の管理は設置者の責任です！



受水槽に入るまでの水質は八幡市が管理していますが、受水槽から蛇口までの水質は設置者が管理することになっています。設置者は、いつでも安全で衛生的な水が供給されるよう管理を行ってください。

適正管理のポイント

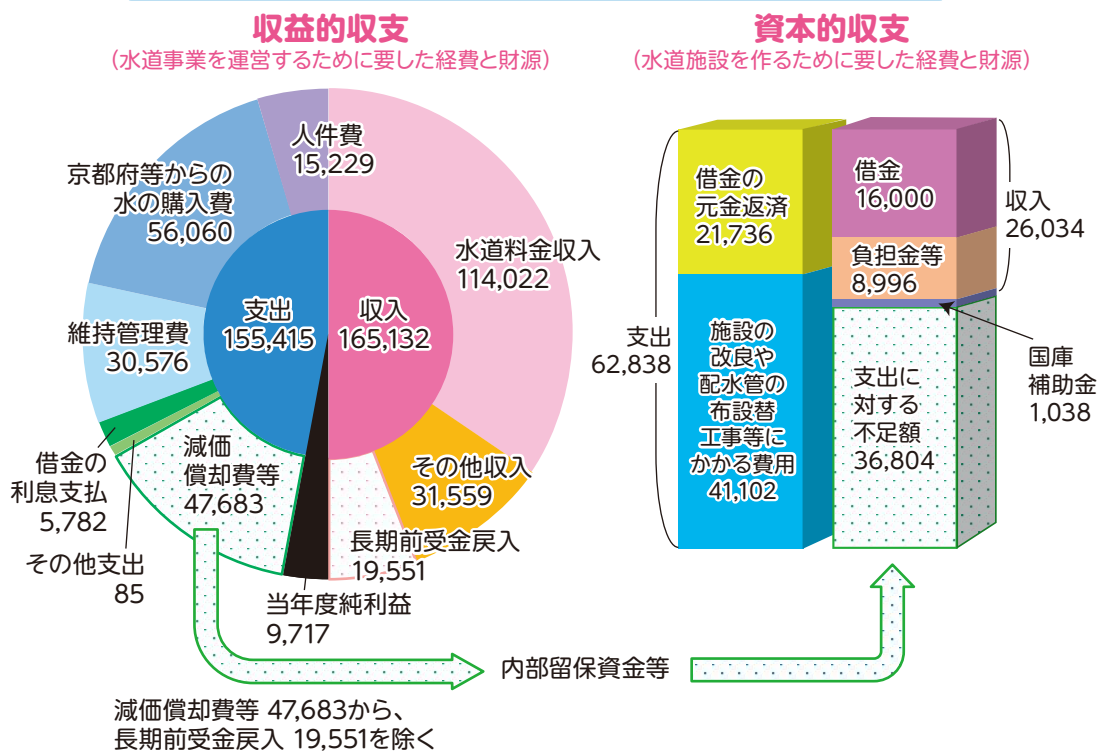
- 受水槽の清掃
毎年一回以上、定期的に行ってください。
- 施設の点検等
有害物、汚水等による水の汚染が生じないように、水槽の点検等を行ってください。
- 定期検査
毎年一回以上定期的に、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査を受けてください。また、検査結果を市に報告してください。
- 図面・書類の保管
施設の図面は常時保管し、点検、記録、水質検査記録等の管理記録は3年間保存しましょう。
- 給水の緊急停止
水質に異常を認めたときや、給水された水により健康を害する恐れがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、利用者等の関係者に周知ください。また、市にその状況を連絡してください。

（上水道課 ☎983-5328）

上下水道部決算について

令和5年度は、物価高騰対策等としての水道料金・下水道使用料の減免を実施しました。この減免による減収額につきましては国の交付金等を財源とした一般会計繰入金により補てんを行いました。

令和5年度 水道事業会計決算状況 (単位:万円、税抜)



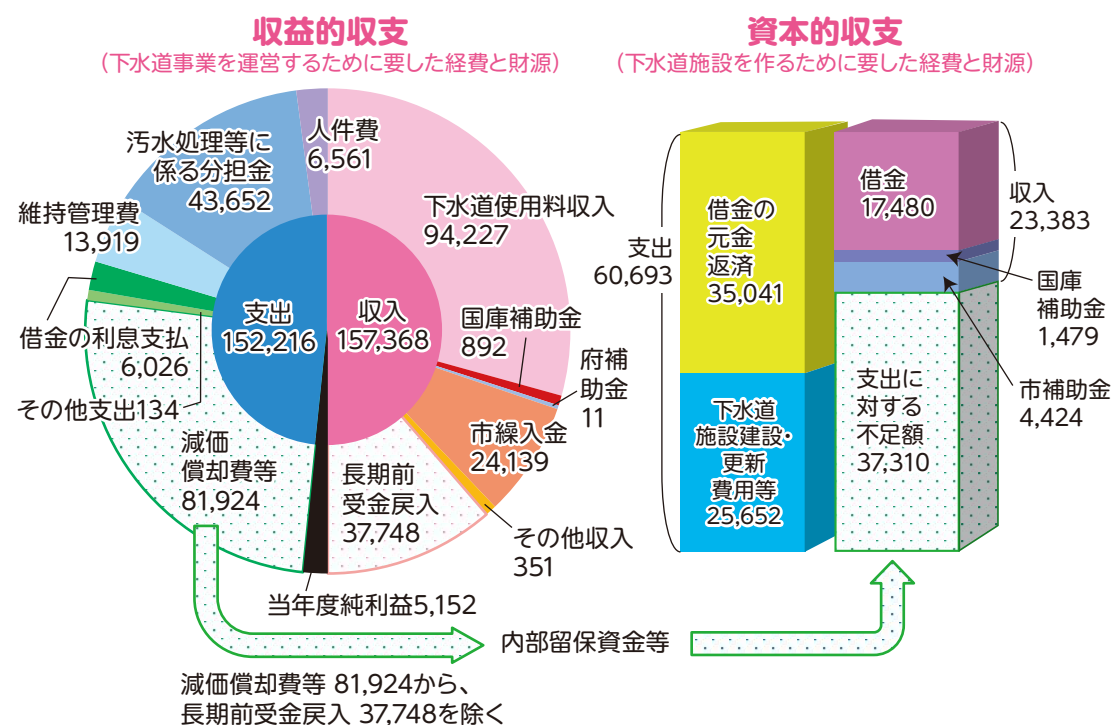
水道事業

水道事業の収益的収支について、令和5年4月からの料金改定により、前年度に比べて給水収益は増加しました。一方、維持管理費等が増えたことにより、支出についても前年度に比べ増加となりましたが、収入と支出の差引の結果、9,717万円の当年度純利益(黒字)となりました。

令和5年度に行った主な工事

- ・西山和気地区配水管布設替工事
- ・八幡清水井地区重要給水施設配水管布設替工事
- ・八幡三本橋地区配水管布設替工事
- ・栗ヶ谷調圧流量計室行き送水管布設工事
- ・八幡土井地区配水管布設替工事

令和5年度 下水道事業会計決算状況 (単位:万円、税抜)



下水道事業

下水道事業の収益的収支について、雨水事業に係る費用に対する一般会計繰入金等が増加し、前年度に比べて収入は増加となりました。一方、汚水処理等に係る分担金等が増えたことにより、支出も増加となりましたが、収入と支出の差引の結果、5,152万円の当年度純利益(黒字)となりました。

令和5年度に行った主な工事

- ・八幡・美濃山地区管渠改築工事
- ・八幡地区管渠改築関連工事
- ・男山地区他管路施設耐震化工事
- ・八幡・欽明台地区他管路施設耐震化工事
- ・八幡地区管渠耐震化工事

八幡市水道事業・下水道事業の経営戦略を見直します

八幡市では、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくために、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいます。

下水道事業経営戦略は令和6年度、水道事業経営戦略は八幡市水道ビジョンとともに令和7年度に改定予定です。改定後は、ホームページで公表します。

(経営課 ☎983-5439)

有機フッ素化合物 (PFOS、PFOA) について

令和2年4月1日、国により有機フッ素化合物のPFOS及びPFOAが「水質管理目標設定項目」として位置づけられ、現在の暫定目標値は「PFOS及びPFOAの量の和として50ng/L以下」と設定されました。

なお、暫定目標値50ng/Lとは、体重50kgの人が1日当たり2Lの水を一生にわたり飲用しても問題ないとされる値です。

本市では、有機フッ素化合物のPFOS、PFOAについて令和2年度から水質検査を実施しており、これまでの結果すべてにおいて暫定目標値を大幅に下回っています。

令和5年度につきましては、本市の水源として稼働している5箇所の深井戸において、目標値の1/10未満である5ng/L未満となっています。

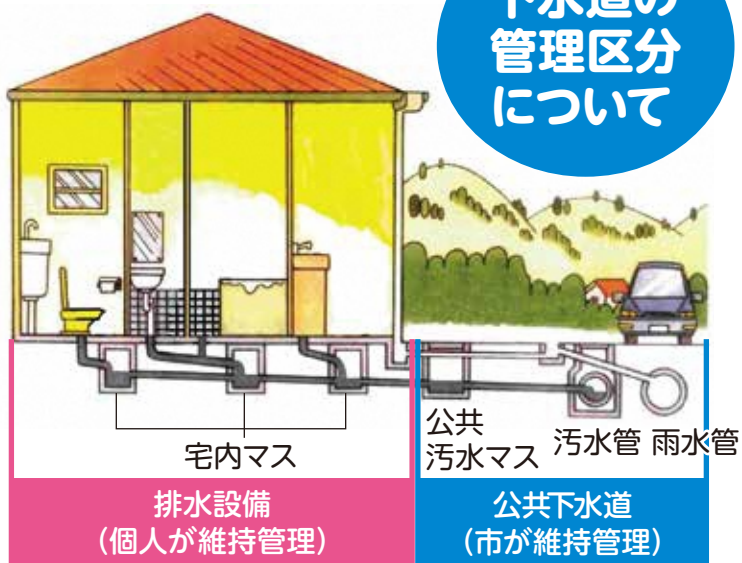
※水質検査結果は、八幡市ホームページに掲載しています。

(上水道課 ☎983-5328)

リンク先はこちら→



下水道の 管理区分 について



下水道施設は、個人が管理する部分と市が管理する部分に分かれており、個人が管理する部分を排水設備、市が管理する部分を公共下水道といいます。

排水設備と公共下水道の区分は上の図のとおりです。区分の境目の公共汚水マスは公共下水道に含まれます。公共汚水マスは、宅地内（一般的に官民境界から1m程度）に設置されています。

悪質な訪問業者にご注意ください

「水道の水質検査を無料で行っている」、「下水の排水管の清掃を格安で行っている」などと話をもちかけられ、不必要な浄水器の購入や排水管清掃作業の高額な契約をしてしまい、後でトラブルになるケースがみられます。

また、市役所の委託を受けているかのような訪問やチラシの投函等にもご注意ください。不審な訪問業者に対しては、「身分証の提示を求める」、「その場ですぐに契約や支払いをしない」、「強引な場合は警察に通報する」等の対応が考えられます。契約に関するトラブルについては八幡市生活情報センター（☎983-8400）へご相談ください。



木根の侵入による排水設備や 公共汚水マスの詰まりについて

①排水設備でのつまりに関して

各家庭の宅内マスや排水管等の排水設備に敷地内の草木の木根が侵入し、その木根に汚物等が絡まって排水管を詰まらせてしまうといった、排水不良が発生しています。木根が侵入する原因は、経年劣化による排水設備の破損や接続不良等が考えられますが、これは高圧洗浄による一時的な通管では解消されませんので、排水設備の取替や修繕等の工事が必要になります。

なお、排水設備工事は軽微なものを除いて八幡市下水道排水設備指定工事業者でなければ行うことができません。市ホームページに掲載の指定工事業者一覧をご確認のうえ、原因の調査や工事等のご依頼をお願いいたします。下水道課の窓口でも指定工事業者一覧をご確認いただけます。

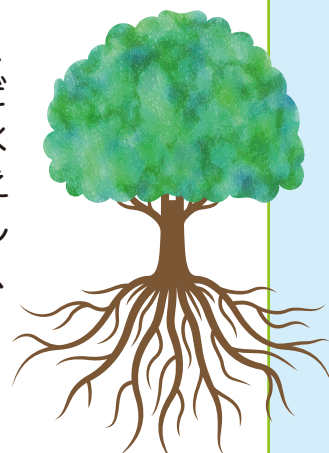


排水設備への木根侵入の様子

②公共汚水マスでのつまりについて

公共汚水マスの詰まりは、清掃や修理をされる前に下水道課へ問い合わせてください。個人で業者に依頼されて市が管理する公共汚水マスの清掃や修理をされた場合、市はその費用を負担することができませんのでご注意ください。

また、破損や詰まりの原因となるため、公共汚水マスの周りには樹木をできるだけ植えないようにしてください。公共汚水マス内に樹木の根が侵入していると考えられる場合は、定期的な点検をお願いします。また、樹木の根が侵入した場合は、速やかに下水道課へご連絡ください。



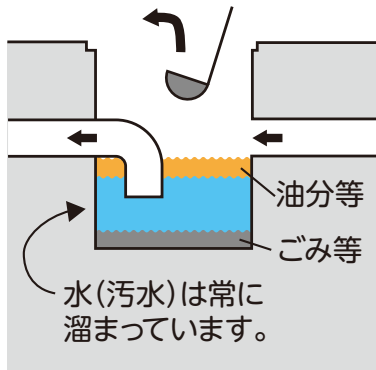
八幡市ホーム
ページリンク先
八幡市下水道
排水設備指定
工事業者一覧

（下水道課 ☎983-5459）

下水道のトラブルを 未然に防ぐために

防臭マス(排水設備)

油分・ごみ等を廃棄



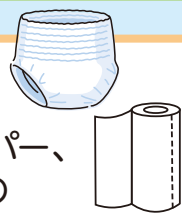
防臭マス(排水設備) 清掃のお願い

防臭マスには構造上、台所からの油や風呂・洗面からの毛髪等を溜める構造になっているものがあります。

2ヵ月に1回程度、蓋を開け、油分やごみ等を取り出し清掃をしてください。取り出したごみは、燃やすごみとして出してください。

●水洗トイレに流してはいけないもの

水に溶けないティッシュ、キッチンペーパー、オムツ、生理用品等の水に溶けないもの
→排水管の詰まりの原因となります。



●台所に流してはいけないもの

野菜くず、残飯、食用油
→排水管の詰まりの原因となります。食用油を流すと排水管内に固着するので特にご注意ください。



●公共汚水マスに流してはいけないもの

灯油、ガソリン、シンナー、自動車の廃油
→排水管内で爆発を起こし、非常に危険です。

●マンホールや公共汚水マスから、 汚水があふれている場合

→速やかに下水道課にご連絡ください。

（下水道課 ☎983-5459）